

第10号議案

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

品川区長 濱 野 健

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年品川区条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項および9の項を次のように改める。

8	削除	
9	削除	

別表第1の13の項を次のように改める。

13	削除	
----	----	--

別表第1の22の2の項の次に次のように加える。

22 の3	区長	品川区立保育所における時間外保育等に関する条例（平成10年品川区条例第43号）による延長夜間保育および開園時間内延長保育の実施に係る利用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの（以下
----------	----	---

「延長夜間保育利用料等徴収事務」という。）

別表第2の10の項および11の項を次のように改める。

10	削除		
11	削除		

別表第2の15の項を次のように改める。

15	削除		
----	----	--	--

別表第2の29の項および30の項を次のように改める。

29	削除		
30	削除		

別表第2に次のように加える。

39	区長	延長夜間保育利用料等徴収事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(説明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、個人番号の利用範囲を改める必要がある。